附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年二月一日から施行する。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十三条第二項（同法第十九条及び第二十六条並びに国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第十一条第二項において準用する場合を含む。）の承認に係る貸付料

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四に次の一号を加える。

四　国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令（平成二十二年財務省令第三号）第六条第一項に規定する納付情報

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第四条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項に次の一号を加える。

四　国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令（平成二十二年財務省令第三号）第六条第一項に規定する納付情報

告　示

○総務省告示第二十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十七日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
日本ビクター株式会社	ＣＸ－７０００	第ＡＣ－０９０７２号
〃	ＣＸ－Ｄ８０	第ＡＣ－０９０７３号
日本電気株式会社	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１１	第ＡＣ－０９０７４号
〃	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１２	第ＡＣ－０９０７５号
〃	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１３	第ＡＣ－０９０７６号
クレスコ・アイティー・システムズ株式会社	ＣＩＳ－ＯＭ－３００・０９５Ｃ	第ＡＣ－０９０７７号
株式会社グルーブセンス	ＪＲ－２００Ｘ	第ＡＣ－０９０７８号
日本板硝子株式会社	ＫＵ－ＮＰ０１Ｗ	第ＡＣ－０９０７９号
吉川アールエフシステム株式会社	ＲＸ４６Ｘ０１	第ＡＣ－０９０８０号
ＮＥＣパーソナルプロダクツ株式会社	ＲＦＩＤ－ＭＤＬ－０２	第ＡＣ－０９０８１号
クレスコ・アイティー・システムズ株式会社	ＣＩＳ－ＯＭ－２４０４００	第ＡＣ－０９０８２号
〃	ＣＩＳ－ＯＭ－３００－０９５Ｃ１	第ＡＣ－０９０８３号
〃	ＣＩＳ－ＯＭ－８３０２５０	第ＡＣ－０９０８４号
シーメンス株式会社	ＣＩＳ－ＯＭ－３００－０９５Ｃ２	第ＡＣ－０９０８５号
〃	ＣＩＳ－ＯＭ－２００３３０	第ＡＣ－０９０８６号
レックスマーク インターナショナル株式会社	ＳＩＭＡＴＩＣ　ＲＦ３８０Ｒ	第ＡＣ－０９０８７号
株式会社ジクシス	ＬＥＸ－Ｍ１１－００３	第ＡＣ－０９０８８号
株式会社スマート	ＴＮ３２ＭＳＥＣ００３Ｓ	第ＡＣ－０９０８９号
大和電機工業株式会社	ＳＭ－ＴＲ３ＬＤ３－ＭＭＩＳＳ	第ＡＣ－０９０９０号
〃	ＵＰＤ１５０ＲＶＴ	第ＡＣ－０９０９１号
〃	ＵＰＤ１５０ＲＴ	第ＡＣ－０９０９２号
〃	ＵＰＤ１５０Ｕ	第ＡＣ－０９０９３号
株式会社イイガ	ＡＲＺ０１１	第ＡＣ－０９０９４号
日本電気株式会社	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１１	第ＡＣ－０９０９５号
〃	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１２	第ＡＣ－０９０９６号
〃	Ｎ８３６８－Ｐ００３６Ｓ１３	第ＡＣ－０９０９７号
株式会社ウイングテック	ＩＣＳＭ－７０００	第ＢＣ－０９００３号
アイテック株式会社	ＨＦＲ－３００Ｋ	第ＤＣ－０９０１７号
パナソニック株式会社	ＪＴ－Ｒ３１１ＣＲ０３３	第ＥＣ－０９０１３号
〃	ＪＴ－Ｈ３１０ＨＴ－１０	第ＥＣ－０９０１４号
〃	ＪＴ－Ｒ３１２ＣＲ０８５	第ＥＣ－０９０１５号
株式会社ユーシン・ショウワ	ＨＲ－Ｍ１	第ＥＣ－０９０１６号
大信機器株式会社	ＨＦ－Ｘ２	第ＥＣ－０９０１７号
株式会社近計システム	ＣＲＵ－２５００	第ＥＣ－０９０１８号
株式会社熊平製作所	ＫＨ－ＲＭ－０００１－００	第ＦＣ－０９００１号

○総務省告示第二十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十七日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
東光電気株式会社	ＬＦ＿ＰＬＣ	第ＡＨ－０９００４号

○総務省告示第二十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十七日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
東日本電信電話株式会社	ＰＮ－１１００Ｈ　第ＡＴ－０９００６号	
株式会社タムラ製作所	Ｌ－２３２００３７－００	第ＡＴ－０９００７号
株式会社ネクストソリューションズ	ＢＰＬ－ＤＧＵ１０	第ＡＴ－０９００８号
〃	ＢＰＬ－ＳＵ２３０Ｊ	第ＡＴ－０９００９号
株式会社アイ・オー・データ機器	ＰＬＣ－ＥＴ／ＭＡ	第ＤＴ－０９００１号

○総務省告示第二十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波洗浄機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十七日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
内視鏡洗浄消毒装置	ＯＥＲ－４	第ＩＵ－０９００１号
会津オリンパス株式会社	ＶＳ－２２５４５	第ＡＵ－０９０２７号
株式会社ヴェルヴォクリーア	ＨＺ３８０Ａ	第ＢＵ－０９００４号
株式会社ワールド・リンク	ＨＺ６３０Ａ	第ＢＵ－０９００５号
〃	ＳＯＮＯＰＥ３２５Ｄ／Ｇ	第ＡＷ－０９００８号

○総務省告示第二十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波ウェルダーの型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十七日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
日本エマソン株式会社	2000　xdt　15：3.3	第ＡＷ－０９００６号
〃	2000　xeat　15：3.3	第ＡＷ－０９００７号
精電舎電子工業株式会社	ＳＯＮＯＰＥ３２５Ｄ／Ｇ	第ＡＷ－０９００８号
〃	ＳＯＮＯＰＥ３２５Ｄ／Ｍ	第ＡＷ－０９００９号
〃	ＳＯＮＯＰＥ３３５Ｄ／Ｍ	第ＡＷ－０９０１０号
〃	ＳＯＮＯＰＥ３３５Ｄ／Ｇ	第ＡＷ－０９０１１号
日本エマソン株式会社	2000　bdc／hd　20：4.0	第ＡＷ－０９０１２号